一般社団法人 福岡県損害保険代理業協会　福岡南支部

代協だより 福岡南

第14号
発行 2016年3月
福岡南支部・支部長
大迫 修一
［有限会社 福岡総合保険］

マイナンバーのこと、あなたはどれだけ知っていますか？

2月12日にクローバープラザで行われた福岡南支部主催のセミナーでは、【たくみ法律事務所】の宮田弁護士・向井弁護士・神田弁護士に、代理店に必要なマンナンバー制度の知識について解説していただきました。

Q1 講演会の報酬が年額５万円を超えたため、支払い調書に講師のマイナンバーを記載して、税務署に提出すると共に、写しを講師に交付した。

適法？ or 違法？

Q2 国民年金第３号被保険者届の提出にあたり、従業員の配偶者から従業員を通じてマイナンバーを収集し、書類に記載して年金事務所に提出した。

適法？ or 違法？

Q3 源泉徴収事務の目的で収集した従業員のマイナンバーを、従業員の同意を得て厚生年金被保険者資格取得届に記載してハローワークに提出した。

適法？ or 違法？

セミナーの冒頭で、上記の問題が出ました。適法でしょうか？　それとも違法でしょうか？　（答えは後ほど・・・）

マイナンバー制度とは
①住民票を有する全ての人に、１人１つの番号を付し、
②社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、
③複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用するもの。

これにより、正確な所得把握が可能となって社会保障や税の給付と負担の公平性が図られること、住民票や納税証明書の提出が必要な手続きでもマイナンバーの利用ができることで国民の利便性が向上すること、年金など行政上の記録と本人のつながりが明白になること等が、この制度導入の効果とされています。

マイナンバー対応事務の例

- 源泉徴収事務（従業員からマイナンバーを取得して記載し、税務署へ提出）
- 支払い調書（支払い先へ交付する控えには記載不要）
- 扶養控除申請（年末調整事務に際しての、国民年金第３号被保険者届）
- 雇用保険関係事務（従業員入社時に雇用保険被保険者資格取得届をハローワークへ）

マイナンバー法には、違反した場合の罰則が設けられています。
（例）民間事業者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合
（例）不正な利益を図る目的で、個人番号を提供または盗用した場合
（例）特定個人情報保護委員会の命令に違反した場合

民間事業者のマイナンバー対策：３ステップ

①従業員や取引先からの取得→利用目的の通知・本人確認が問題！
②保管・管理→安全管理体制が問題！
③記載書面の行政への提出→「提供」にあたるかが問題！

マイナンバー 収集
- ●利用目的を特定し、その目的を速やかに本人に通知・公表する
- ●収集時期は、利用の必要が生じた都度（入社時に求めることも可能）

マイナンバー 保管・管理
- ●個人番号の漏えい・滅失または毀損の防止、個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる
- ●必要がなくなった個人番号は出来るだけ速やかに、復元できない手段で削除または廃棄する（関係法令で、保存期間が定められている場合は廃棄してはならない）

マイナンバー 提供
- ●社内の所属部署で提出する際は「利用」で OK、社外への出向で給与支払者が変わる場合は「提供」で NG
- ●業務を「委託」する場合は、安全に管理されるよう適切に監査する

冒頭の問題の答えはこちら！

Q1 ➡ 違法 支払い調書を本人に交付する場合、マイナンバーの記載は義務づけられていないため。

Q2 ➡ 適法 代理人を通じてマイナンバーを取得する場合、正しい本人確認の方法をとれば適法！

Q3 ➡ 違法 マイナンバーには「個人情報保護法」の規定により、本人の同意にかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはできないため。

1月22日　福岡県代協 新春セミナー＆賀詞交歓会　in KKRホテル博多

「改正保険業法をみすえて」
～代理店の将来は？～

この度の保険業法改正にあたって、金融庁は監督指針で代理店がやるべきことをかなり具体的に示しています。中でも目をひくことのひとつが**「保険比較サイト」**に対する規制の強化です。これまでは募集人資格なしでもサイトを運営することが出来、規制の対象とならない“野放し状態”でしたが、今後は「募集関連業務」として、委託した第三者が不適切な行為を行わないよう、募集人は管理責任が問われることになっています。誤った商品説明や、特定商品の不適切な評価など、募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げる恐れがある行為を行っていないか、厳しいチェックが必要です。

情報提供義務にびびる必要はまったくない

代理店に義務付けされたことのひとつ「情報提供義務」。募集に際して顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことが求められています。保険金の支払い条件・保険期間・保険金額、その他顧客に参考となるべき情報（ロードサービス等の付帯サービス等）の提供は、これまでにも行っているはずです。乗合代理店はこれらに加えて「比較推奨販売」のため、取扱商品の一覧を提示したり、商品の推奨理由を明らかにする必要があります。

意向確認には注意が必要（体制整備との関連に注意）

これまで保険会社が求めて来た「意向確認書」は、顧客に直接対応しない保険会社が定めた書式にあてはめていくものでしたが、今後は顧客をよく知る代理店が顧客の意向を確認することになります。よく知っているが故に何を意向とすべきか迷うことも想定されます。そんな時のためにも、顧客の意向を把握したことを帳票等で確認し、記録として保管しておくという体制を整えておく必要があります。代理店の組織としての体制を整えるのとは別の側面をもつ「体制整備」です。

体制整備は「形」にする（社内規定）

保険募集に関する法令等の遵守・保険契約に関する知識・内部事務管理態勢の整備（顧客情報管理）等について、社内規定等に定めて役員・使用人の適切な教育・管理・指導を行う必要があります。規定の整備が終わっていない代理店は早急に行い、改正保険業法の施行に備えましょう。

講師：大塚 英明氏
［早稲田大学大学院　教授］

【損害保険トータルプランナー】資格取得者の紹介と、記念品の授与式もあわせて行われました。取得された方、おめでとうございます。

賀詞交換会ではアコースティック・フォークグループ『テレベルト・グリーン』による生演奏が披露されました。財津和夫さんもメンバーだった『フォーシンガーズ』リーダーが率い、西南学院大学 OB で結成されています。

3月16日　福岡南支部／３月例会　in 一品香 雑餉隈店

福岡南支部は、毎月第３水曜の昼食時に例会を行っております（行事等での振替あり）。会員間の情報交換、協力会社からの情報提供、業界最新情報の共有など。今月の例会では
- ●福岡県教職員互助会会員向けの自動車保険制度について
- ●代協エコバッグの販売について
- ●体制整備など業界最新情報について
- ●次年度の支部役員候補者の決定

などについて報告・情報交換が行われました。

次回は福岡南支部の支部総会です。
4/8（金） 17:00より 会場：一品香 雑餉隈店